



農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合に対する 景品表示法に基づく措置命令について

【総務部】

NO. 1



原材料のヒハツモドキ

消費者庁は、平成30年5月15日、農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合に対し、同組合が供給する「ヒバーチ」と称する食品の表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

ヒバーチとは、コシヨウ科の木本性つる植物である「ヒハツモドキ」を原材料とする香辛料で、ヒハツモドキを乾燥させ炒って粉にしたものです。ヒハツモドキは、日本においては、石垣島で古くから栽培・加工されており、「ヒバーチ」のほか、「島コシヨウ」、「ヒパーチ」、「ヒパーツ」などの名称でも呼ばれています。

本件商品について(写真参照)

沖縄県石垣市において、農業経営、農作物の販売、農作物を原料とした製造・加工等の事業を営む事業者です。

事業者について



② ヒバーチ
袋タイプ 20g



① ヒバーチ 20g



④ 石垣島ヒバーチ
パウダー



③ ドライヒバーチ

優良誤認表示の内容について

(1)表示

ウェブサイトや商品パッケージにおいて、次の表示を行っていました。
●「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」

●「『ヒバーチ』とは島のコシヨウという意味で、古くから石垣島で自生しています。」

●「八重山、世界でも希少種の島胡椒。(八重山を代表するスパイス)「ヒバーチ 深煎り 甘い香りの島胡椒」
●「甘い香りの島胡椒 石垣島ヒバーチパウダー 石垣島産」等

あたかも、本件商品の原材料は石垣島産のものであるかのように示す表示をしていました。

(2)実際

実際には、本件商品の原材料は、それぞれ、大部分が外国産のものでした。

命令の内容

次の①～③の命令を行いました。

- ① 本件表示は景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- ② 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ③ 今後、同様の表示を行わないこと。

本件ウェブサイト(一部抜粋)



景品表示法第5条 (不当な表示の禁止)

○優良誤認表示

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

①内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

②内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

総務部公正取引室

☎098-866-0049